

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和3年1月22日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年6月4日から同年7月5日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年6月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ西宇部店

所在地 宇部市西宇部南四丁目1312の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。